

平成30年度税制改正要望の概要 (子ども家庭局)

平成29年10月6日
子ども家庭局

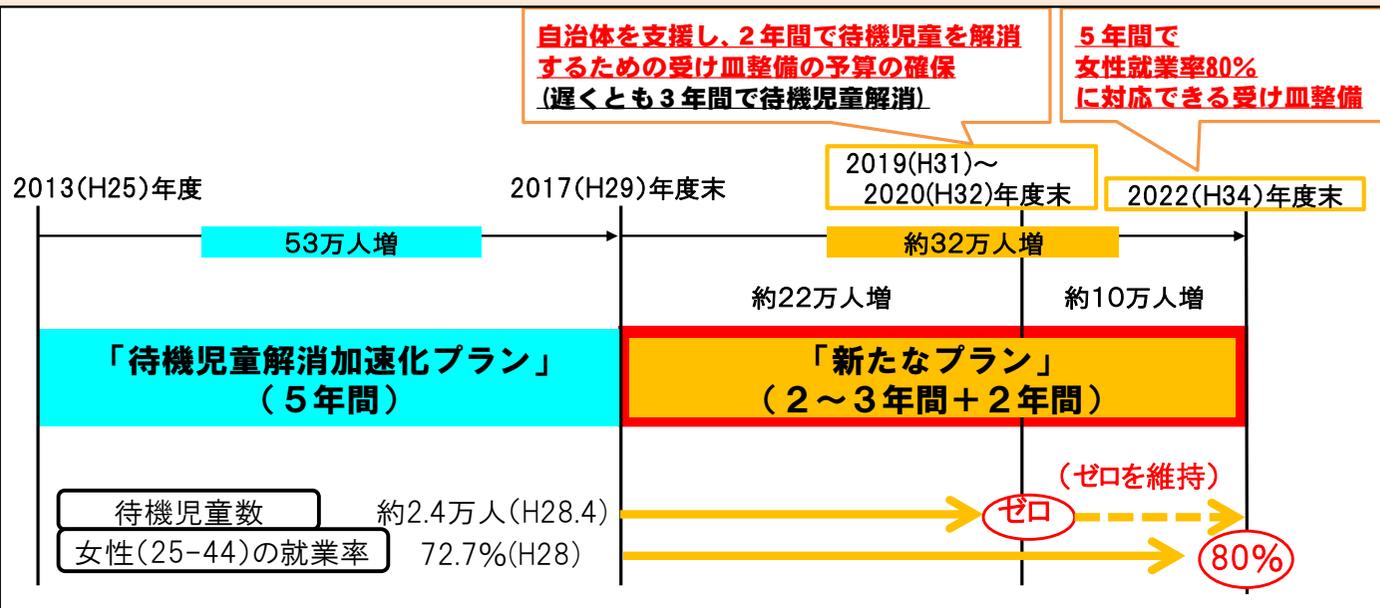
働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

(所得税、法人税) (内閣府と共同要望)

1. 現状

本年6月に公表された「子育て安心プラン」に基づき、事業所内保育施設（事業所内保育事業・企業主導型保育事業）の整備等を通じた保育の受け皿の拡大及び保育と連携した「働き方改革」を進める必要があり、これに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

【今後5年間で必要な保育の受け皿整備量】



【子育て安心プランの関係部分】

子育て安心プランにおける6つの支援パッケージの主な内容(抜粋)

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

・企業主導型保育事業の地域枠拡充など

6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

2. 要望内容

事業所内保育施設の設置を進める上で不安要因となる設備投資の負担を軽減すること等により、中小企業等も含む企業の事業所内保育施設の整備等を通じた保育の受け皿の拡大及び仕事と育児の両立支援が促進されるよう、**事業所内保育施設(事業所内保育事業・企業主導型保育事業)を設置する企業に対して、**

①事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずる。

②くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業については、上記措置を拡充する。



1. 現状

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を推進していくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点からも重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化し、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設・ベビーシッターを利用する子育て家庭が存在する。
- このような認可外保育施設等を利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

2. 平成29年度与党税制改正大綱（平成28年12月8日）（抄）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1. (2) 経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

3. 要望内容

仕事と家庭の両立を支援するため、**やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずる。**

ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金に係る税制上の措置

(所得税、個人住民税等)

1. 現状

- 高等職業訓練促進給付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条(第31条の10において準用する場合を含む。)に基づき、母子家庭の母等の就職に必要な看護師等の資格等の取得を促進するため、当該資格等に係る養成訓練の受講期間について、生活の負担の軽減を図り、資格等取得を容易にすることを目的として支給している。

2. 要望内容

- 高等職業訓練促進給付金については、平成30年度から、以下の拡充を行うこととしている。
 - ① これまで支給期間の上限を3年としてきたが、昨今、高度な専門性を確保する観点から、指定看護師養成施設等の4年制大学(課程)が増加しており、そうした中、就学期間の全期間(4年間)の支給が可能となるよう、支給対象期間の上限を3年から4年に延長する。
 - ② また、現行、同給付金は1回限りの支給しか認めていなかったところ、准看護師養成機関を卒業した上で、看護師養成機関に進学した場合など、2回目の養成訓練の受講期間も給付の対象となるよう、支給対象の拡大を行う。
- 同給付金については、同法第31条の3及び第31条の4(これらの規定を第31条の10において準用する場合を含む。)において、差押え及び公課の禁止措置が講じられているところ、今般の**上記①②の見直しに伴い、拡充部分についても、同様の取扱いとなるよう要望を行う。**